

役員報酬規程

社会福祉法人 葛城福祉園

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 葛城福祉園の役員報酬、手当及び旅費について必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 役員が理事会その他必要と認める会議等に参加した場合、1回につき金壹万円の手当を支給する。

(2) 評議員が評議員会その他必要と認める会議等に参加した場合、1回につき五千円の手当を支給する。

(旅 費)

第4条 役員が理事会その他必要と認める会議等に参加した場合の旅費については、同法人旅費規程の定めるところによるものとする。

(支給日)

第5条 報酬の支払日は、同法人給与規程の定めるところによるものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。